2　一般財源充当分

地方税の収入見込額を上回る一般財源所要額に対応するための一般財源充当分は、306億円であり、前年度に比し、81億円（36.0％）増加している。

なお、平成30年度までの一般財源充当分の累計額は1,734億円である。

3　雑　　収　　入

雑収入の収入見込額は、公営住宅の料金収入１億円を計上している。

二　地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳（全国防災事業）

（一）　歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳出総額は、1,035億円であり、前年度に比し、89億円（9.4％）増加している。

歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は、第18表のとおりである。

なお、歳出の主な増減事由は第19表のとおりであり、歳出の構成比は第20表のとおりである。

第18表　歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

（単位　億円）

区分	平成30年度(A)	平成29年度(B)	増減額(A)－(B)	増減率(%)
Ⅰ　公債費	1,035	946	89	9.4
歳出合計	1,035	946	89	9.4

第19表　歳出の増減事由

（単位　億円）

増減事由	金額 総額	金額 地方費
Ⅰ　公債費	89	89
歳出増減額の合計	89	89

第20表　歳出の構成比

（単位　億円）

区分	平成30年度 計画額	平成30年度 構成比(%)	平成29年度 計画額	平成29年度 構成比(%)
1　公債費	1,035	100.0	946	100.0
歳出合計	1,035	100.0	946	100.0

（二）　歳出の概要

公　　債　　費

地方債の元利償還金は、1,035億円であり、前年度に比し、89億円（9.4％）増加している。

地方債の利子及び元金償還金は、第21表のとおりである。

第21表　地方債の利子及び元金償還金

（単位　億円）

平成30年度償還金(A) 元金	利子	計	平成29年度償還金(B) 元金	利子	計	増減額(A)－(B) 元金	利子	計
993	42	1,035	888	58	946	105	△　16	89

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より次の内容の届出があったので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。

平成三十年二月二十日　　金融庁長官　森　　信親

貸金業法第三十三条第二項後段の協会の規則の変更

特定個人情報取扱規程

第１章　総則

（目的）

第１条　本規程は、日本貸金業協会（以下「協会」という。）が、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）、「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」という。）及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」に基づき、協会の取り扱う特定個人情報等の適正な取扱いを確保するために定めるものである。

本規程は、特定個人情報の「取得」、「保管」、「利用」、「提供」、「開示、訂正、利用停止」、「廃棄」の各段階における留意事項及び安全管理措置について定めるものである。

個人番号及び特定個人情報等に関しては、協会の個人情報保護に関する他の協会内規程又はマニュアルに追加して本規程が適用される。本規程の規定が個人情報保護に関する他の協会内規程又はマニュアルの規定と矛盾抵触する場合には本規程の規定が優先的に適用される。

（定義）

第２条　本規程で掲げる用語の定義は、次のとおりとする。なお、本規程における用語は、他に特段の定めのない限り番号法その他の関係法令の定めに従う。

①　「個人情報」とは、個人情報保護法第２条第１項に規定する個人情報であって、生存する個人に関する情報であり、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

②　「個人番号」とは、番号法第７条第１項又は第２項の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう（番号法第２条第６項及び第７項、第８条並びに第48条並びに附則第３条第１項から第３項まで及び第５項における個人番号）。

③　「特定個人情報」とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。番号法第７条第１項及び第２項、第８条並びに第48条並びに附則第３条第１項から第３項まで及び第５項を除く。）をその内容に含む個人情報をいう。